

## 法務省所管日本司法支援センターの見直し当初案

### 日本司法支援センターの見直し当初案の内容一覧表

日本司法支援センター…………… P. 1

### 見直し当初案整理表

日本司法支援センター…………… P. 2

各府省別法人の見直し当初案の内容一覧表

府省名		法務省		
法人名	1. 事務及び事業の見直しに係る具体的措置(又は見直しの方向性)		2. 組織の見直しに係る具体的措置(又は見直しの方向性)	3. 運営の効率化及び自律化の見直しに係る具体的措置(又は見直しの方向性)
	事務及び事業名	具体的措置(又は見直しの方向性)		
日本司法支援センター	情報提供	【見直し】電話による問い合わせについて、コールセンターの利用の促進を図る。 サービス提供に要するコスト低減策を検討する。	【法人形態の見直し】現行の法人形態を継続する。 【支部・事業所等の見直し】配置が適正なものであるか検討を行い、必要な見直しを行う。 【組織体制の整備】人員につき、業務量の変動等に基づいて適正な配置等を行う。 【非公務員化】措置済み。 【職員数の削減】「人件費総額の削減」の対象外。	【業務運営体制の整備】コンプライアンス・プログラムの策定及びコンプライアンス・マニュアル作成を行い、研修等の実施を通じて職員への周知徹底を図る。 【随意契約の見直し】随意契約の適正化を推進する。 【独立行政法人の契約は、原則として一般競争入札等(競争入札及び企画競争・公募をいい、競争性のない随意契約は含まない。以下同じ)によることとし、・・・】 【給与水準の適正化】適正。 【保有資産の見直し】該当なし。
	民事法律扶助	【見直し】償還金の適切な管理・回収に努める。 事務手続の合理化を図ることに努める。		
	国選弁護人確保	【見直し】事務手続の合理化を図ることに努める。		
	司法過疎対策	【見直し】事務所の配置が適正になるよう検討を行い、必要な見直しを行う。		
	犯罪被害者支援	【見直し】電話による問い合わせについて、コールセンターの利用の促進を図る。 サービス提供に要するコスト低減策を検討する。		

※ 「独立行政法人整理合理化計画」(平成19年12月24日閣議決定)を踏まえた措置については、下線を引いた上で、具体的措置の記載の末尾に[ ]括弧書きで同計画の該当箇所を引用。

I. 中期目標期間終了時における独立行政法人の組織・業務全般の見直しの当初案整理表

法人名		日本司法支援センター			府省名	法務省	
沿革		平成18年4月 日本司法支援センター					
中期目標期間		第1期：平成18年10月～22年3月（22年見直し）			第2期：平成22年4月～		
<b>役員数及び職員数</b> (平成21年1月1日現在) ※括弧書きで監事の数を記載。 役員数は監事を含めた数字を記載。		役員数（うち、監事の人数）			職員の実員数		
		法定数	常勤の実員数	非常勤の実員数			
		7人（2人）	3人（人）	4人（2人）	614人		
年 度		平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度(要)
<b>国からの財政支出額の推移</b> (単位：百万円)	一般会計	—	10,273	20,306	19,478	26,203	30,919
	特別会計	—					
	計	—	10,273	20,306	19,478	26,203	30,919
	うち運営費交付金	—	5,980	10,213	10,395	10,407	13,978
	うち施設整備費等補助金	—					
	うちその他の補助金等	—	4,293	10,093	9,083	15,796	16,941
支出予算額の推移 (単位：百万円)		—	15,143	29,075	29,387	38,310	42,595
<b>利益剰余金（又は繰越欠損金）の推移</b> (単位：百万円)		—	3	4	2		
発生要因		ファイナンス・リース取引に関する会計処理					
見直し案		独立行政法人会計処理基準等に基づき、ファイナンス・リース取引については、リース期間通期において損益は中立となる。					
<b>運営費交付金債務残高</b> (単位：百万円)		—	455	1,443	1,501		
<b>行政サービス実施コストの推移</b> (単位：百万円)		—	11,495	8,728	9,433	(見込み) 12,690	(見込み) 14,973
<b>見直しに伴う行政サービス実施コストの改善内容及び改善見込み額</b>		なし（算定困難）					
<b>中期目標の達成状況</b> <b>（業務運営の効率化に関する事項等）（平成20年度実績）</b>		<ul style="list-style-type: none"> <li>中期目標期間中、「業務運営の効率化に関する事項」については、毎年度総括評価は「A」であった。</li> <li>一般管理費（人件費を除く）については、平成20年において1%（19百万円）の削減をした。</li> <li>人件費については、年齢勘案のラスパイレズ指数につき、88.9（平成18年度）、84.3（平成19年度）、85.6（平成20年度）と適正な数値を維持している。</li> </ul>					

## Ⅱ. 事務及び事業の見直しに係る当初案

<b>法人名</b>	日本司法支援センター		<b>府省名</b>	法務省
<b>事務及び事業名</b>	情報提供			
<b>事務及び事業の概要</b>	弁護士、隣接法律専門職者、ADR 機関等に関する情報等を収集・整理し、提供する。			
<b>事務及び事業に係る 22 年度予算要求額</b>	<b>国からの財政支出額 (対 21 年度当初予算増減額)</b>	30,919 百万円の内数 ( 4,716 百万円)	<b>支出予算額 (対 21 年度当初予算増減額)</b>	42,595 百万円の内数 ( 4,285 百万円)
<b>事務及び事業に係る職員数</b> (平成21年1月1日現在)	614 人の内数			
<b>事務及び事業の見直しに係る具体的措置 (又は見直しの方向性)</b>	<p>① 現在、地方事務所で対応している電話による問い合わせのうち、コールセンターで対応可能なものについては、広報等によりコールセンターの利用の促進を図る。</p> <p>② サービス品質を維持しつつ、サービス提供に要するコストの低減策（コールセンターの設置場所の変更を含む）を検討する（平成23年度以降）。</p>			
※[ ]内は整理合理化計画の該当箇所の記述				
<b>行政サービス実施コストに与える影響 (改善に資する事項)</b>	なし（算定困難）			
<b>上記措置を講ずる理由</b>	<p>① 電話による情報提供は、コールセンターの利用の促進により業務の効率化を図る。</p> <p>② 次期コールセンターの業務委託契約（平成23年度）に当たっては、更なる業務の効率化を図り、サービス提供にかかるコストの低減に努める。</p> <p><b>【廃止又は民営化した場合の問題点】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 法的紛争解決に必要な情報が提供されないことにより、早期に紛争を法的に解決する機会を失い、紛争を解決するための社会的コストが増大する。また、情報不足により紛争そのものを法的に解決する機会が失われ、いわゆる泣き寝入りの状態になり、国民の正当な権利・利益の保護が図られなくなる。</li> <li>・ 情報を集約・整理して無料で提供することは、利潤を求める民間では実施不可能である。</li> </ul> <p><b>【他法人等への移管・一体的実施した場合の問題点】</b></p> <p>同種事業を実施している他の法人がない。</p>			

<b>法人名</b>	日本司法支援センター		<b>府省名</b>	法務省
<b>事務及び事業名</b>	民事法律扶助			
<b>事務及び事業の概要</b>	資力の乏しい国民等に対し民事に関する次の援助を行う。 ・弁護士費用の立替え等・書類作成費用の立替え等・無料法律相談			
<b>事務及び事業に係る 22 年度予算要求額</b>	<b>国からの財政支出額</b> (対 21 年度当初予算増減額)	30,919 百万円の内数 ( 4,716 百万円)	<b>支出予算額</b> (対 21 年度当初予算増減額)	42,595 百万円の内数 ( 4,285 百万円)
<b>事務及び事業に係る職員数</b> (平成21年1月1日現在)	614 人の内数			
<b>事務及び事業の見直しに係る具体的措置</b> (又は見直しの方向性)	① 償還金債権の適切な管理、回収に努める。 ② 事務手続の合理化を図ることに努める。			
※[ ]内は整理合理化計画の該当箇所の記述				
<b>行政サービス実施コストに与える影響</b> (改善に資する事項)	なし (算定困難)			
<b>上記措置を講ずる理由</b>	① 償還を要すべきものに対する督促を強化することにより、償還金収入の増加を図るとともに、適切な免除の運用によって債権管理コストの削減を図る。 ② 従前の事務手続を見直して簡素・合理化を図ることにより、事務の効率化を図る。 <b>【廃止又は民営化した場合の問題点】</b> ・資力の乏しい人の民事裁判等手続の利用を困難とする (憲法第32条)。 ・資力の乏しい国民等に対し民事に関する弁護士費用の立替え等を行うため、民間では実施不可能である。 <b>【他法人等への移管・一体的実施した場合の問題点】</b> 同種事業を実施している他の法人がない。			

<b>法人名</b>	日本司法支援センター		<b>府省名</b>	法務省
<b>事務及び事業名</b>	国選弁護士確保			
<b>事務及び事業の概要</b>	支援センターの契約弁護士を国選弁護士等の候補に指名して裁判所等に通知し、国選弁護士等に選任された弁護士にその事務を行わせる。			
<b>事務及び事業に係る 22 年度予算要求額</b>	<b>国からの財政支出額</b> (対 21 年度当初予算増減額)	30,919 百万円の内数 ( 4,716 百万円)	<b>支出予算額</b> (対 21 年度当初予算増減額)	42,595 百万円の内数 ( 4,285 百万円)
<b>事務及び事業に係る職員数</b> (平成21年1月1日現在)	614 人の内数			
<b>事務及び事業の見直しに係る具体的措置</b> (又は見直しの方向性)	事務手続の合理化を図ることに努める。			
※[ ]内は整理合理化計画の該当箇所の記述				
<b>行政サービス実施コストに与える影響</b> (改善に資する事項)	なし (算定困難)			
<b>上記措置を講ずる理由</b>	<p>従前の事務手続を見直して簡素・合理化を図ることにより、事務の効率化を図る。</p> <p>【廃止又は民営化した場合の問題点】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・憲法で保障された弁護人を依頼する権利が奪われることとなる (憲法第 37 条)。</li> <li>・法律により支援センターが行うこととされている。</li> </ul> <p>【他法人等への移管・一体的実施した場合の問題点】</p> <p>同種事業を実施している他の法人がない。</p>			

<b>法人名</b>	日本司法支援センター		<b>府省名</b>	法務省
<b>事務及び事業名</b>	司法過疎対策			
<b>事務及び事業の概要</b>	司法過疎地域において、依頼に応じ、相当の対価を得て、支援センターの契約弁護士等に法律事務を行わせる。			
<b>事務及び事業に係る 22 年度予算要求額</b>	<b>国からの財政支出額</b> (対 21 年度当初予算増減額)	30,919 百万円の内数 ( 4,716 百万円)	<b>支出予算額</b> (対 21 年度当初予算増減額)	42,595 百万円の内数 ( 4,285 百万円)
<b>事務及び事業に係る職員数</b> (平成21年1月1日現在)	614 人の内数			
<b>事務及び事業の見直しに係る具体的措置</b> (又は見直しの方向性)	事件数、実働弁護士数、地域のニーズ、支援センターの業務の補完性と効果的・効率的な業務運営の観点をも踏まえ、事務所の配置が適正になるよう検討を行い、必要な見直しを行う。			
※[ ]内は整理合理化計画の該当箇所の記述				
<b>行政サービス実施コストに与える影響</b> (改善に資する事項)	なし (算定困難)			
<b>上記措置を講ずる理由</b>	<p>弁護士が近くにいないことによる司法へのアクセス障害を解消し、司法過疎地域における権利の実現を図るための事業であることから、日本弁護士連合会と調整の上、事務所の適正な配置を行う。</p> <p>【廃止又は民営化した場合の問題点】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・司法過疎地域における法的紛争の解決に支障が生じる。</li> <li>・同様の業務は日本弁護士連合会も行っているが、そもそも支援センターの本業務は日本弁護士連合会において実施することができない地域において行うものであることから、廃止又は民営化することは困難である。</li> </ul> <p>【他法人等への移管・一体的実施した場合の問題点】</p> <p>司法過疎地域の解消を目的とする事業であり、日本弁護士連合会が行っている司法過疎対策においてもなお対応できない地域に事務所を設置しているため、日本弁護士連合会への移管・一体的実施は困難である。</p>			

<b>法人名</b>	日本司法支援センター		<b>府省名</b>	法務省
<b>事務及び事業名</b>	犯罪被害者支援			
<b>事務及び事業の概要</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・犯罪被害者の援助に関する情報を収集・整理し、提供する。</li> <li>・支援センターの国選被害者参加弁護士契約弁護士を国選被害者参加弁護人の候補に指名して裁判所に通知し、国選被害者参加弁護人に選任された弁護士にその事務を行わせる。</li> </ul>			
<b>事務及び事業に係る 22 年度予算要求額</b>	<b>国からの財政支出額 (対 21 年度当初予算増減額)</b>	30,919百万円の内数 ( 4,716百万円)	<b>支出予算額 (対 21 年度当初予算増減額)</b>	42,595百万円の内数 ( 4,285百万円)
<b>事務及び事業に係る職員数</b> (平成21年1月1日現在)	614人の内数			
<b>事務及び事業の見直しに係る具体的措置 (又は見直しの方向性)</b>	<p>① 現在、地方事務所で対応している電話による問い合わせのうち、コールセンターで対応可能なものについては、広報等によりコールセンターの利用の促進を図る。</p> <p>② サービス品質を維持しつつ、サービス提供に要するコストの低減策（コールセンターの設置場所の変更を含む）を検討する（平成23年度以降）。</p>			
※[ ]内は整理合理化計画の該当箇所の記述				
<b>行政サービス実施コストに与える影響 (改善に資する事項)</b>	なし（算定困難）			
<b>上記措置を講ずる理由</b>	<p>① 電話による情報提供は、コールセンターの利用の促進により業務の効率化を図る。</p> <p>② 次期コールセンターの業務委託契約（平成23年度）に当たっては、更なる業務の効率化を図り、サービス提供にかかるコスト低減に努める。</p> <p><b>【廃止又は民営化した場合の問題点】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・犯罪被害者等の援助に関する情報が提供されないこととなり、また、国選被害者参加弁護士の選定ができなくなる。</li> <li>・情報を集約・整理して無料で提供することは、利潤を求める民間では実施不可能である。</li> <li>・被害者参加弁護士の選定に関する業務は法律により支援センターが行うこととされている。</li> </ul> <p><b>【他法人等への移管・一体的実施した場合の問題点】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・同種事業を実施している他の法人がない。</li> <li>・犯罪被害者支援業務は、仮に当法人で行っている情報提供業務と統合した場合には、被害者支援に深い造詣があり、場合によっては自らの犯罪被害者の体験を踏まえ担当者が行う被害者の心情に配慮した情報提供サービスの質の低下が見込まれることから、当該措置を講ずることは困難である。</li> </ul>			

### Ⅲ. 組織の見直しに係る当初案

法人名	日本司法支援センター		府省名	法務省
見直し項目	法人形態の見直し	支部・事業所等の見直し	組織体制の整備	非公務員化
<b>組織の見直しに係る具体的措置 (又は見直しの方向性)</b>  ※[ ]内は整理合理化計画の該当箇所の記述	総合法律支援法(平 16 法律第 74 号)に基づき、平成 18 年新規に設立された法人であり、法による紛争解決に必要な情報やサービスの需要は依然として高いことから、引き続き現行の法人形態で運営を続ける。	現在、地方事務所等の設置は適正なものと考えているが、業務量の変動や社会情勢の変動等を考慮し、その配置が適正なものであるか検討を行い、必要な見直しを行う。	本部及び地方事務所の人員につき、業務量の変動、事務手続等の合理化の推進結果等に基づいて適正な配置等を行う。	平成 18 年設立当初から、措置済み。
<b>上記措置を講ずる理由</b>	—	地方事務所等の設置が適正であるかを検討し、見直すことにより、効率的な業務運営が可能になると考えられる。	組織の肥大化を防止し、人員の配置等を見直すことにより、その適正化を図る。	—

法人名	日本司法支援センター		府省名	法務省
見直し項目	職員数の削減			
<p data-bbox="197 443 591 512"><b>組織の見直しに係る具体的措置 (又は見直しの方向性)</b></p> <p data-bbox="183 571 604 592">※[ ]内は整理合理化計画の該当箇所の記述</p>	<p data-bbox="667 295 1003 528">当法人は、設立後間もなく、体制整備中のため「人件費総額の削減」の対象外とされている（「行政改革の重要方針」平 17. 12. 24 閣議決定）。</p>			
<p data-bbox="250 1002 533 1034"><b>上記措置を講ずる理由</b></p>	<p data-bbox="833 1007 869 1023">—</p>			

IV. 運営の効率化及び自律化の見直しに係る当初案

法人名	日本司法支援センター		府省名	法務省
見直し項目	業務運営体制の整備	随意契約の見直し	給与水準の適正化	保有資産の見直し
<p><b>運営の効率化及び自律化に係る見直し案の具体的措置（又は見直しの方向性）</b></p> <p>※[ ]内は整理合理化計画の該当箇所の記述</p>	<p>各年度のコンプライアンスプログラムを策定するとともに、同プログラムに基づいてコンプライアンスマニュアルを作成し、本部及び地方事務所の職員に対し研修等の実施を通じて周知徹底を図る。</p>	<p>契約の不断の見直し等を通じた業務運営の一層の効率化を図るとともに、<u>随意契約の適正化を推進する。</u></p> <p>[独立行政法人の契約は、原則として一般競争入札等（競争入札及び企画競争・公募をいい、競争性のない随意契約は含まない。以下同じ）によることとし、・・・]</p>	<p>人件費については、年齢勘案のラスパイレス指数につき、88.9（平成18年度）、84.3（平成19年度）、85.6（平成20年度）と適正な数値を維持している。</p>	<p>該当なし</p>
<p><b>上記措置を講ずる理由</b></p>	<p>内部統制を強化し、役職員の法令遵守の意識を高め、法令遵守を徹底する。</p>	<p>従来、競争性のない随意契約としてきたものの中で、競争入札が可能なものがないかを検証し、契約の適正な実施を図る。</p>	<p>—</p>	<p>—</p>

法人名	日本司法支援センター		府省名	法務省
見直し項目	自己収入の増大	官民競争入札等の導入		
<p data-bbox="197 391 589 502"><b>運営の効率化及び自律化に係る見直し案の具体的措置（又は見直しの方向性）</b></p> <p data-bbox="183 558 602 582">※[ ]内は整理合理化計画の該当箇所の記述</p>	<p data-bbox="667 247 1003 438"><u>広報活動により支援センターが公共性の高い法人であることを理解してもらい、寄附金の受入れの増進に努める。</u></p> <p data-bbox="667 446 1003 678">〔寄附金募集の拡大に向けた取組の強化など、自己収入の増大に向けた取組を推進することを通じて、中期的には国への財政依存度を下げることを目指す。〕</p>	<p data-bbox="1030 247 1366 399">情報提供業務等については、一般競争入札に付し、民間委託を行っており、導入済み。</p>		
<p data-bbox="250 997 533 1021"><b>上記措置を講ずる理由</b></p>	<p data-bbox="667 742 1003 1053">法人の認知度は、「知っている」が28.1%（平成21年1月世論調査）と低い ため、効果的な広報活動を行い、支援センターが公共性の高い業務を担っていることを周知徹底し、寄附金の増加を図る。</p>	<p data-bbox="1182 989 1216 1013">—</p>		